

No.209

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟  
札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター4階  
tel.011-261-2181 fax.011-261-3081  
ホームページ <http://www.dominjiren.or.jp>  
Eメール info@dominjiren.or.jp

緊急  
特集

## コロナ禍にどう向き合う ～全道実態の結果から～

「春の褒章・叙勲」……………	8
トピックス	
「コロナに負けない！ ～高齢者にマスクを配布～」…………	9
インフォメーション	
「令和元年度事業報告・収支決算」…………	10
おすすめ書籍「ブックレビュー」…………	12
エッセイ:ひとをつなぐ 「①コロナ禍から暮らしを護る」…………	12



■写真「早春(苗の捕植作業)中富良野町東中地区」  
富良野市 田澤 豊氏

# コロナ禍にどう向き合う

## ～全道実態の結果から～

道内において初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから半年が経ちました。

その脅威は未だ終息しておらず、民生児童委員活動にも大きな影響を与えています。そうした中で、道内の民生児童委員は

どう工夫して活動してきたのかを明らかにするために、

道民児連では単位民児協を対象として、

「新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査」を実施しました。

本号では、特別に紙面を増やし調査結果をお知らせするとともに、

これから活動について考えていきます。

### 1. 定例会の開催状況について

定例会の開催を中止する最たる理由は感染防止ですが、その他にも緊急事態宣言下における公共施設の一時閉鎖があげられます。し

定例会を開催できた民児協の割合は、表1のとおり2月が92・6%、3月が29・0%、4月が46・6%とい

う結果でした。統計上、道内の新型コロナウイルスの新規感染者数は4月にピークを迎えていました。

ところがその状況に反し、4月に定例会を開催した民児協の割合は前月比で17・6ポイント増加しています。

短時間での開催であるため、十分な

止となり、定例会の開催もないとします。また、新任委員はほとんど定例会を経験していない。

月例会議は公共施設を利用しているが、5月末まで休館となり開催できない。広い会議室等利用できれば、席を離すなどして実施したいのだから…。

別途回答いただいた「地域が抱える新たな課題」のなかで、定例会を開催できない旨を課題として挙げていたのは67民児協(17・0%)。

まさに未曾有のコロナ禍で不測の事態に遭遇し、その対応に苦慮しているといった内容が主だったものですが、その回答の一部を紹介

・民児協運営として全ての研修が中

#### ◇調査概要

- 調査対象  
道内単位民児協 420か所
- 調査時期  
令和2年5月7日～6月12日
- 調査時点  
令和2年4月1日
- 回答数(回答率)  
全道 393民児協 (93.6%)  
市 265民児協 (96.0%)  
町村 128民児協 (88.9%)

n=393

【表1】2~4月における定例会の開催状況

内 容	2 月		3 月		4 月	
	回答数	比 率	回答数	比 率	回答数	比 率
通常通り開催した	312	79.4%	96	24.4%	164	41.7%
開催を中止した	19	4.8%	159	40.5%	86	21.9%
開催を中止し書面審議とした	6	1.5%	76	19.3%	102	26.0%
元々開催の予定はなかった	47	12.0%	49	12.5%	22	5.6%
その他	2	0.5%	9	2.3%	15	3.8%
無回答	7	1.8%	4	1.0%	4	1.0%



区 分	2 月	3 月	4 月
定例会を開催できた民児協の割合	92.6%	29.0%	46.6%
定例会を開催できなかった民児協の割合	7.4%	71.0%	53.4%

※上記集計から「元々開催の予定がなかった」、「その他」、「無回答」を除外し集計。

これら課題からは、活動を進めるための情報の共有化、コミュニケーション量の減少に伴う連帯感の希薄化、委員の家族から活動に対する理解が得られないといった傾向が読み取れます。

## ○定例会開催に関する工夫事例

### 少人数分散型

多人数での3密を避けるために、委員を5~6人の班に分け、各班を単位として定例会を実施。会長が各班の状況や情報を集約。委員間の連絡網等を併用。

### IT活用型

定例会は極力短時間で実施し、電話の緊急連絡網の他、LINEとEメールを活用し複合的に状況共有。

### 会長ハブ型

公共施設が使用できないので、所属委員は時間をずらして個別に会長宅へ訪問。会長は必要書類の手渡し、活動状況や現在の悩みなどをヒアリング。その結果、特に周知が必要な事例や事項があれば改めて会長より所属委員全員に文書等で周知。逆に、会長をはじめとする役員が、所属委員宅を戸別訪問し、同様の取り組みを行うパターンも。

## 2.訪問活動について

表2のとおり、約半数の民児協が、訪問活動の実施は委員個々の判断に任せていることが明らかになりました。このことは、訪問対

【表2】訪問活動に関する申し合わせ事項

n=393

民児協で申し合わせている事項(複数回答)	回答数	比 率
通常通り訪問活動をする	17	4.3%
特に気になる世帯のみ訪問活動をする	131	33.3%
訪問は控え、電話やFAX・Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
夜間の家の灯りや、新聞の受け取り確認による見守り活動を行う(訪問を伴わない)	135	34.4%
原則的にすべての訪問活動は控える	71	18.1%
訪問活動の実施は委員個々の判断に任せている	183	46.6%
その他	45	11.5%

象者によって支援や安否確認の必要な度合いが異なることが考えられ、訪問活動のあり方を民児協が一的に定めることができないことを表していると考えられます。また、48.3%の民児協が「訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う」という安否確認の形態をとっています。これは感染症のリスクを最小限に留め、委員自身の安全を確保するための措置だと推察できます。基本的には、民児協は77民児協(19.6%)を数えることから、約2割の民児協が重層的な安否確認をしている実態等により安否確認を行なっており、「その他」の回答のうち、民児協は77民児協(19.6%)を数えることから、約2割の民児協が重層的な安否確認をしている実態等により安否確認を行なっています。

なお、「その他」の回答のうち、民児協は77民児協(19.6%)を数えることから、約2割の民児協が重層的な安否確認をしている実態等により安否確認を行なっています。

## ○活動様式の変化とともに 新たな課題

約半数の民児協が非訪問型の安否確認の形態をとっていますが、このことに伴い新たな課題が生じています。ひとつは、個別支援に関連する事項で、電話による安否確認では要援護者等の変化に気付きにくくなるという点です。電話だけではコミュニケーションの量と質が低下するので、世帯状況の把握レベルが低下するリスクが高まります。もうひとつは活動の財源

です。安否確認のスタイルが電話中心になると、その分の電話料金が従来の活動経費に新たに加算され、活動経費を圧迫している報告もありました。

## 3.相談・支援活動について

相談支援活動は民生委員の根幹となる活動ですが、約6割の民児協が「原則面談はせず、電話等で相談に応じる」と回答しています【表3-1】。

また、訪問活動の実施形態と照り合わせると、訪問型と非訪問型の活動の比較

【表3-2】訪問型と非訪問型の活動の比較

民児協で申し合わせている事項	回答数	比率
【訪問型】通常通り訪問活動をする+特に気になる世帯のみ訪問活動をする	148	37.7%
【訪問型】通常通り訪問(来所)により面談を行う	94	23.9%
【非訪問型】訪問は控え、電話やFAX、Eメール等により安否確認を行う	190	48.3%
【非訪問型】原則面談はせず、電話等で相談に応じる	250	63.6%

【表3-3】民生委員による生活福祉資金緊急小口資金の相談実績

	件数	比率
相談実績あり	31	7.9%
相談延べ件数	176	—
平均相談件数	5.7	—

n=393

3月25日に生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の制度が実施されたところですが、表3-3のとおり、民生委員が関連する相談を受けた件数は31件で、相談延べ件数は176件でした。コロナ禍による経済不況が長引けば、今まで支援対象とはなり得なかつた世帯にも、長期的な支援が求

らし合わせると、訪問型の安否確認を実施している民児協であっても、相談支援については面談を避ける傾向にあることが分かりました【表3-2】。

## ○生活福祉資金緊急小口資金等の対応

3月25日に生活福祉資金の緊急小口資金および総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の制度が実施されたところですが、表3-3のとおり、民生委員が関連する相談を受けた件数は31件で、相談延べ件数は176件でした。コロナ禍による経済不況が長引けば、今まで支援対象とはなり得なかつた世帯にも、长期的な支援が求

められることが想定されます。このことに関して、民生委員は機関につなぐ活動を原則とすることに変わりはありませんが、把握が必要な世帯が増加する可能性は現時点で認識しておかなければならぬでしょう。

## ○課題は複合的に関連している

これまで、様々な課題が挙げられていますが、図1のとおりこれらの課題は複合的に連動をしていきます。たとえば困難な支援事例に遭遇した際、平時においては定例会においてその困難事例の検討を行なうことと、支援に結び付けること

も、担当民生委員の心理的負担の軽減を図ることができました。しかし、定例会を思うように開催できない状況下ではこれが機能しません。つまり、新型コロナウイルスの影響下にあっては、それぞれの活動の課題を個別に検討するのではなく、民児協機能とその地区における活動の現状を包括的に整理し、今後のあり方を検討しなければならないということです。

今後は新型コロナウイルス感染症のリスク回避と地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが、活動の重要なポイントになると考えられます。感染症リスクを避けつつも、地域に求められる活動スタイルの開発が急務です。

## 4.その他の活動について

この設問は活動記録の「その他の活動件数」の項目を参考に設定しました。傾向として、調査活動や世帯票の整備など、3密(密集、密接)の条件がすべて揃ってしまう集会活動は、1~3割程度の民児協が実施しています【表4】。一方、3密の条件がすべて揃ってしまう集会型の活動の実施割合は、いずれも1割以下という結果でした。今後は、定例会の開催はもちろん、研

【表4】民生委員による各活動の実施状況

項目	予定あり	比率	実施予定ありの回答のうち				
			実施	中止	延期	未決定	未回答
行政等からの依頼による調査活動	134	34.1%	16.4%	42.5%	33.6%	7.5%	0.0%
福祉票・世帯票の整備	133	33.8%	33.8%	25.6%	29.3%	9.8%	1.5%
他団体への会議や行事への参加	239	60.8%	7.5%	72.4%	10.0%	9.2%	0.8%
自主運営しているサロン等活動	106	27.0%	0.9%	88.7%	6.6%	2.8%	0.9%
民児協の独自研修	187	47.6%	2.1%	52.9%	21.9%	22.5%	0.5%

修会等の集会型の取り組みについても、そのあり方や形態の大幅な変更が求められています。

## 5. 新任委員へのフォローについて

この設問は、令和元年12月の一斉改選により新たに就任した新任委員に対して、どのようなフォローを実施しているかを自由記述で回答いただいたものです。65・4%が伺えます。

新任委員に対するフォローの形

態は、市と町村で大きな違いが出ています。市の単位民児協では会長をはじめとする先輩委員がアド

バイザリー機能を果たしているこ

とに對し、町村では事務局職員がその機能を果たしています。

全般的な傾向としては、悩みを聞くなどのアドバイスが中心となるフォロー体制ですが、その中でも特徴的な取り組みを紹介します。

### (1) 既存の取り組みの効果が期待できる事例

・前任者が退任する前・後でも新任者と訪問活動を行い、引き継ぎの円滑化を図っている。また、前任者

が作成した住民支え合いマップを活用しているので、担当地域の状況についてはある程度把握できている。問題点等があれば、定例会で話し合い、対処に不安があるときは会長が同行する。

・今年度事業計画の重点項目のひとつに「新任委員をサポートする仕組みづくり」を取り上げ、新任委員への支援として、声掛け、見守り、相談にのる等に取り組む。

### (2) 人材育成効果が期待できる事例

・新任委員に対しては、先輩委員と活動させ慣れさせてから独自で活動するよう実施している(特に地域の各種行事支援等)。

・選出地域別に班編成し、班長が定期的に声掛け等を働きかけ、不安等の解消に努めている。

・相談できる経験委員に新任委員の助けるよう担当してもらっている。互いに声掛け等がしやすい環境づくりに心がけている。

・当協議会では委員を数グループに分け、そのグループ内において協力体制をとれるようにしている。グループ内には、新任委員やベテラン委員、男女をそれぞれ入れるようにしている。

### (3) 自らの学びを促進する事例

・今後、各委員から問題解決に至った体験談などの参考事例、各研究部

会の内容などをまとめ、3か月に1回を目処に「民協だより」を内部だけに発行し、新任者を含め活動の参考にしたいと考えている。この時期(自粛期間)に民生委員活動に関する資料を良く読むことを勧めている。

・活動記録記入の手引きをベースに、研修会等の事例を中心とした分類と示さごとに、月別の活動内容に記入例として明記し委員全員に配布した。この中から、民生委員児童委員の活動概要等を理解することを期待している。

### (4) 委員の孤立感や不安を緩和する事例

・週一回電話連絡とし、混乱や不安のないようになっている。

・新任委員に困っていることはないかと思い電話したところ、「活動をする気持ちはあるが訪問される相手のことを考えて自粛している。だが、気持ちは焦っている」との回答があり、事務局からは「自分の身の安全を第一に考え無理をしないよう」と伝えたところ、不安が和らいだようだ。特に新任委員には、少しでも声掛けが必要と感じている。

・当協議会では緊急時の電話による連絡網は確立しているが、重要事項等をまとめ、作成した書類の配布体制が十分とは言えず、この度の対応の反省を生かし委員への新たな連絡体制の構築を検討している。

## 6. 地域が抱える新たな課題について

この設問も自由記述で回答いたしました。回答の内容が多岐にわたりため、類型化した課題別にその一部を見ていくましよう。なお「①民児協運営に関するることは定例会に關することは除外」

だきました。回答の内容が多岐にわたりため、類型化した課題別にその一部を見ていくましよう。なお「①民児協運営に関することは定例会に關することは除外」

だきました。回答の内容が多岐にわたりため、類型化した課題別にその一部を見ていくましよう。なお「①民児協運営に関することは定例会に關することは除外」

### (5) ITを活用した事例

・公式LINEで不安や質問に応じており、何かあった場合は、役員が速やかに対応している。

・当協議会は定数49人で、このような事態が発生すると、3密を避けることが難しいことから、組織分割を検討したい。

- ・6月に予定していた管外研修も中止となり、委員間の交流、情報の交換も難しく不安。
- ・新任委員が多い地区のため、コミュニケーションをしつかり取りたかったができない。
- ・仕事により日中連絡がつかない委員がいるため、事務局からの連絡は郵便周知を基本としているが、情勢の目まぐるしい変化により対応が追い付かず苦慮することがある。LINEの導入検討について、LINE不可の端末を使用する委員も多く進んでいない。

- ・医療関係者が多く住んでおり、子どもの留守番に不安を感じ、周りからいじめの声があがらないか心配している声がある。
- ・高齢者については、自粛のため認知症の症状が増え、隣近所から苦情が出てきた。不安症状も多くなった。マスクが無くて病院に通院できないと悩んでいた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大で、高齢者訪問はしないで電話による元気確認をしていたが、1か月くらいの顔を見ることなく元氣でいるものと思っていたところ、自宅の中に居て脱水症状により救急車で運ばれるということがあった。子供もコロナで本州から来られず、入院の準備なども家族から委員さんに託され、電話連絡などの経費も嵩んで大変だったと思う。
- ・児童虐待で小学1年生が児童相談所へ送致される事案が発生。その後の対応について、民生委員児童委員として活動できない状況にあるため、活動に支障が出ている。子どもが外遊びできない。子どもについては、学校休校により子どもだけの留守生活で、食事など火の元等の安全面で不安を感じる家庭もあった。
- ・コロナウイルスによる社会不安とか、地区的精神障がい者の方が不穏され、連携の不十分さが出始めている。

- ・委員の訪問活動を制限し電話対応による確認を基本としたとき、通信料（電話代など）を確把握し、補助する術を確認していない。
- ・訪問活動をする際のマスク、除菌スプレーやシートなどは個々で準備するため、中々手に入らないことが多い。地区民児協で備蓄が必要。
- ・新任委員が就任して間もなく地区協が中止となり、委員間の交流が図れない。地区協の予算が今後の活動の見通しが不透明なため適切に活用していくかが懸念される。
- ・民児協運営、コロナウイルスで感染拡大を受け、普通の活動以下にならぬか危惧している。
- ・あたっては、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と、地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが重要なポイントとなります。
- ・感染症リスクを避けつつも、地域に必要な活動のスタイルの開発が急務であることから、現時点で考え得る、この状況に合わせた活動スタイルについて考えていきます。
- ・病気療養のため退任者があつたが、後任者探しのための訪問が難しい状況となっている。
- ・現在欠員が3名あり、活動地域も広く欠員地域のかバーが疎かになつており、現在の地域の課題であると考えている。

- ## 7. これからの民生児童委員活動を考える
- 新型コロナウイルスの大流行を期に、民生児童委員活動のこれからを考えるうえで、対する委員自身の安全を担保する最大の策はズバリ「何もしないこと」です。しかしながら、誰もが経験したことのない災禍にあっては、地域におけるさまざまな課題が新たに発生している現実を無視できません。
- これらの活動を考えていくにあたっては、新型コロナウイルス感染症のリスク回避と、地域に必要な活動のバランスをいかにとるかが重要なポイントとなります。
- 感染症リスクを避けつつも、地域に必要な活動のスタイルの開発が急務であることから、現時点で考え得る、この状況に合わせた活動スタイルについて考えていきます。
- なお、この内容は強制するものではありません。また、調査結果ではあります。また、調査結果ならびに現在の感染症拡大状況や国の政策など、現状に照らした活

- ### ④活動財源に関する事項
- 委員の訪問活動を制限し電話対応による確認を基本としたとき、通信料（電話代など）を確把握し、補助する術を確認していない。
- ### ③個別支援に関する事項
- ・高齢者については、自粛のため認知症の症状が増え、隣近所から苦情が出てきた。不安症状も多くなった。マスクが無くて病院に通院できないと悩んでいた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大で、高齢者訪問はしないで電話による元気確認をしていたが、1か月くらいの顔を見ることなく元氣でいるものと思っていたところ、自宅の中に居て脱水症状により救急車で運ばれるということがあった。子供もコロナで本州から来られず、入院の準備なども家族から委員さんに託され、電話連絡などの経費も嵩んで大変だったと思う。
- ・児童虐待で小学1年生が児童相談所へ送致される事案が発生。その後の対応について、民生委員児童委員として活動できない状況にあるため、活動に支障が出ている。子どもが外遊びできない。子どもについては、学校休校により子どもだけの留守生活で、食事など火の元等の安全面で不安を感じる家庭もあった。
- ・コロナウイルスによる社会不安とか、地区的精神障がい者の方が不穏され、連携の不十分さが出始めている。
- ### ⑤欠員に関する事項
- ・欠員している地区委員の勧誘ができずにいる。
- ・病気療養のため退任者があつたが、後任者探しのための訪問が難しい状況となっている。
- ・現在欠員が3名あり、活動地域も広く欠員地域のかバーが疎かになつており、現在の地域の課題であると考えている。

## 活動の大前提

- 自分自身と家族の安全が最優先！
- 活動や協力は無理のない範囲で！

## コロナ禍にどう向き合う

の身を守るためにも、まずは、新型コロナウイルスに関する正しい情報や知識を身につけ、デマや噂話に踊らされることがない冷静さを持つことが、今後の活動を考えていく上での基本的スタンスでと言えるでしょう。

### (2) 定例会の開催

民児協の定例会は、主に連絡調整、研修・研究、意見交流の場としての機能がありますが、コロナ禍にあつてはその機能の大部分が制限され、個々の委員活動に大きく影響しています。関連して、災害発生時においては、「委員間の連絡確保と民児協機能の早期回復を重視する」ことが重要とされています。大規模災害に際しては、各委員が孤立しがちになる実態や、個々の判断により活動を行わなければならぬ状況に陥りがち。こうした時の不安を解消するとともに、非常事態下での活動の方向性を早期に決定する重要性を示唆するものです。

平成30年北海道胆振東部地震で特に被害が大きかった厚真町、安平町、むかわ町では、町内の公共施設が避難所や物資保管場所などで使用されており、定例会会場を全く確保できませんでした。その

結果、定例会を開催できたのは発災から2～3か月後となり、後に被災地民児協の会長は「委員の不安の解消のためにも、ある程度無理してでも即座に定例会を開催すべきであった」と語っています。今後の活動のあり方を検討するうえで、民児協定例会の開催は必須であるということを前提として、以下の点に留意した定例会の開催を提案します。

#### ○個々人の感染症予防対策の徹底とマナーの一般化

・新型コロナウイルスと感染症予防に関する正しい知識を身につける。

・マスクの着用や手指消毒等、個人レベルでの感染症予防を徹底する。

・感染症予防や咳エチケットのマナーに関して、民児協内で共通の理解を図る。

・風邪症状があるなど、体調が悪い場合は無理せず定例会を欠席する。

・委員同士の距離をとるために、従来の定例会と比べ倍の広さの会場を確保する。場合によつては、机の配置もスクール形式とし出席者同士の対面を最小限する。

・大きな声を出さなくて済むようマイクを使用する。ただし、マイクの使用にあたつては、使用都度消毒する。

・会場内の換気に十分留意する。  
・会場内での飲食は避ける。  
○定例会の時間短縮とともに情報共有を補完する仕組みづくり  
・協議事項や資料の内容を工夫するなどして効率的な進行に努め、会議時間が短縮を図る。  
・定例会に提出する資料は、口頭説明がなくても十分理解できるように丁寧に作成する。  
・簡易な共有すべき情報については、通信アプリLINEやEMAIL等、SNSを活用した情報共有の仕組みを構築する。  
・緊急連絡網の整備を進める。

### (3) 今年度の活動(事業)計画の見直し

本調査でご協力をいただいた大

多数の民児協が、当初の年度計画どおりに活動でてきておらず、今後

の見込みも具体的に定まつていな

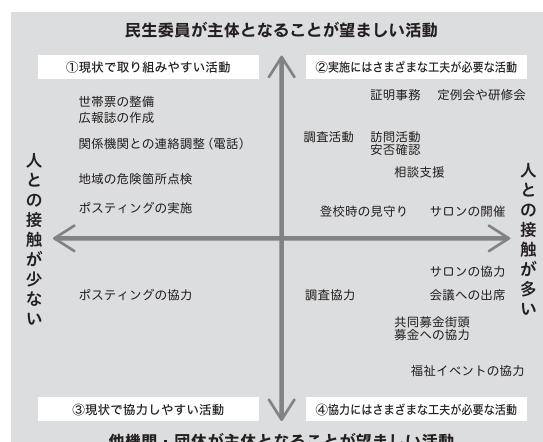
い実情があります。これに関連し

て、計画通りに活動ができるこ

とに予算も予定通りに執行で

きず、公費による補助金に影響が及ぶことを不安視する意見も多く聞かれます。そこで、この事態が長期化することも視野に入れ、活動(事業)計画や、民児協予算の執行に関して、以下の視点により見直し、現状を整理されることを提案します。

## 【図2】コロナ禍における活動整理のイメージ



**活動の見直しや整理の視点**

①その活動は民生委員が主体となることが望ましい活動であるか?  
→民生委員にしかできない地域福祉活動

②実施が望ましい活動  
→他の関係機関・団体でも実施できるが現状において民生委員による実施が望ましい活動

③現状で取り組みやすい活動  
→他の機関・団体でも実施できるが現状において民生委員による実施が望ましい活動

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動  
→他の機関・団体との接觸が多いが、民生委員が主ととなって実施することが望ましい活動

①現状で取り組みやすい活動  
→どのような工夫が必要であるのかを委員間で協議します。

②実施にはさまざまな工夫が必要な活動  
→人との接觸が少なく、民生委員が主ととなって実施することが望ましい活動

③現状で協力しやすい活動  
→人との接觸が少ない、他機関・団体との接觸が多いが、民生委員が主となつて実施することが望ましい活動

④協力にはさまざまな工夫が必要な活動  
→人との接觸が多い、他機関・団体との接觸が多いが、民生委員が主となつて実施することが望ましい活動

①と③の活動については、現状でも十分に実施可能な活動といえます。②と④の活動は、民児協や委員個人がリスク管理でかかるか否かが実施に向けた判断のポイントとなります。先の定例会開催にあたつての留意事項の例のように、実施に向けたリスク管理を多角的に検討し、現状においてリスク管理が困難ということであれば中止する判断も必要となります。

## コロナ禍にどう向き合う

は、委員個人の活動費が増加し、民児協の財源は予算に残額が生じる可能性が高いとの指摘があります。一方では財源が不足し、一方では残額が発生する状況を乗り切るために、双方の財源を有効に活用しバランスをとる方法を提案します。

委員の個人活動では、電話代等の通信費の他に、マスク、除菌スプレーなどの感染症予防用品の購入費用も必要となります。それらの感染症予防用品を民児協で一括購入し、所属委員に配布する方法をとることで、委員個人と民児協の財源のバランスをとることが可能になります。

北海道から補助される「地区民生委員協議会活動推進費」(250,000円)については、民生委員法第24条第1項に規定される「民児協の任務」を果たすための経費として位置付けられていますが、その使途ならびに運用にあたって、飲食等の不適切な取り扱いを除けば、民生委員活動への使途は幅広く認められます。民児協予算を活用し個人の費用負担軽減に関して検討していかがでしょうか。

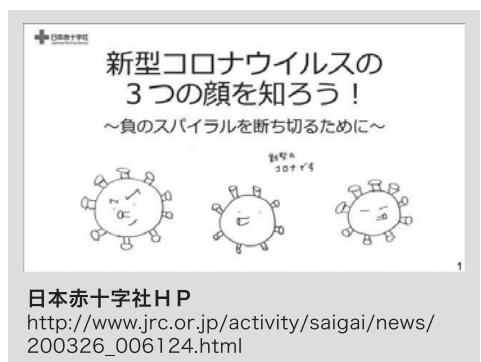
**(4) 人権に対する配慮（差別しない、偏見を持たない）**

民生委員法では、委員の執務基準として、次のとおり守秘義務および差別的又は優先的取り扱いを禁止する条文が存在しています。この条文はいわば、地域住民の“人権”を守る手段と考え方を示しているものです。そして、社会福祉の根源には、この“人権”というキーワードが存在します。

**民生委員法第15条**  
民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることが、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

この執務基準に照らして自らの活動のあり方を見つめ直し、差別的な扱いをしないよう、人権に対する配慮をそれぞれが考えることが重要です。また、長期的な視点では、これらのことを地域に普及・啓発する「福祉教育」の取り組みも必要になるかもしれません。

新型コロナウイルスは、病理としての脅威もさることながら、人びとの不安や恐れを増幅させ、そのことが、嫌悪・偏見・差別を生み出しているという指摘があります。ウイルス感染に関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別したりするなど、人と人との信頼関係や社会つながりを壊すとも言われています。これらの現象は、民生委員法の理念や、民生委員法第15条に規定する執務基準と相反するものです。よつて、解説しています。ぜひ、民児協例会などでご活用ください。



## 8. これからに向けて…

今回の調査では、定例会のあり方や、今後求められる活動のスタイルなど、さまざまなヒントを得ることができました。これからの方々をご紹介します。（敬称略）

令和2年度、春の褒章・叙勲で受章された民生委員児童委員の方々をご紹介します。（敬称略）

### ● 春の褒章・叙勲受章者

#### 褒章受章者

#### ◇ 藍綬褒章

竹脇 征秀（根室市 現）

佐藤 幸子（根室市 現）

榎本 保信（当別町 元）

◇ 旭日小綬章

佐々木 譲（美唄市 元）

吉田 武史（北広島市 元）

◇ 瑞宝小綬章

加藤 忠（白老町 元）

◇ 瑞宝單光章

横田 明（岩見沢市 現）

菅原 正良（苫小牧市 元）

福田 儀三郎（美唄市 元）

松崎 義昭（名寄市 現）

宮脇 昭道（池田町 元）

◇ 瑞宝雙光章

伊藤 勝夫（函館市 元）

植田 敏幸（南幌町 元）

北岡 直義（上砂川町 元）

志尾 秀雄（沼田町 元）

大塚 良治（岩内町 元）

藤田 武（安平町 現）

中村 征夫（奥尻町 現）

工藤 国忠（占冠村 元）

### 受章おめでとうございます

【令和元年 春の褒章・叙勲】

令和2年度、春の褒章・叙勲で受章された民生委員児童委員の方々をご紹

## トピックス

# 活動紹介「コロナに負けない！～高齢者にマスクを配布～」

旭川市春光西地区民生委員児童委員協議会



旭川市春光西地区民生委員児童委員協議会（会長佐川徹氏）では、5月16日、担当地区内に住む65歳以上の高齢者約1、500人（約1,000世帯）に、不織布マスクを配る活動を行いました。一人あたりマスク3枚と感染症予防に関するチラシ、特殊詐欺や交通事故への注意をよびかけるチラシをパッケージしました。

当日は委員17名が手分けして高齢者宅を訪問。安否確認や特殊詐欺などの注意喚起も兼ねるので原則的には手渡しとし、当

川徹氏では、5月16日、担当地区内に住む65歳以上の高齢者約1、500人（約1,000世帯）に、不織布マスクを配る活動を行いました。一人あたりマスク3枚と感染症予防に関するチラシ、特殊詐欺や交通事故への注意をよびかけるチラシをパッケージしました。

当日は委員17名が手分けして高

齢者宅を訪問。安否確認や特殊詐欺などの注意喚起も兼ねるので原則的には手渡しとし、当

きないかと考え、担当地区は元より旭川市内に呼びかけベルマークの回収活動を行い、多くの協力により集められたベルマークを、被災地支援のために寄贈しました。

この活動には、もうひとつ触れておかなければならぬ背景があります。それは地元警察署との日常的な協力関係です。「せっかく訪

問するのだから、マスクの配布だけではもったいない」。そう思い立つ、地元警察署に趣旨を説明のうえ、特殊詐欺などの注意を呼びかけるチラシの提供を要請しました。

この結果、これまで高齢者施設に車いすを寄贈するなど、地域福祉の向上のためにその益金を充ててきました。

そんな中で起こったのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。マスクが欲しくても店頭に並んでいない。

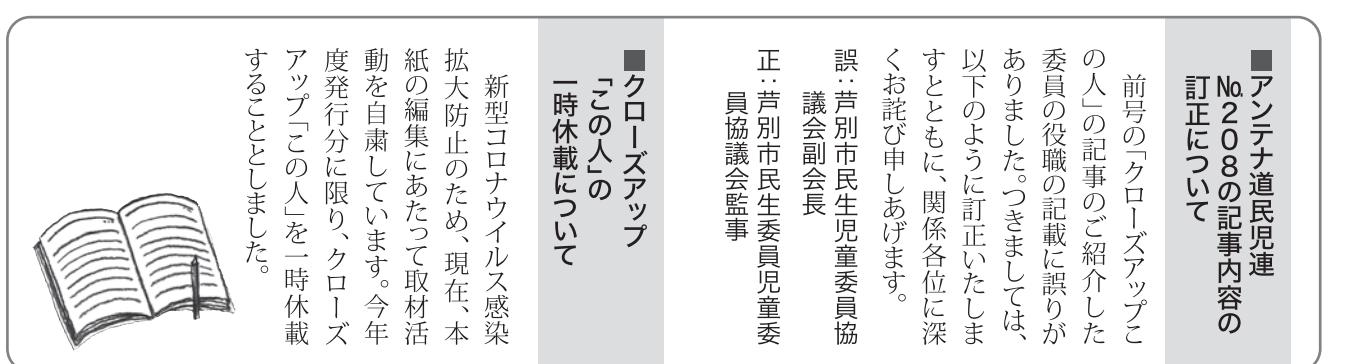
旭川市春光西地区民生委員児童委員協議会（会長佐川徹氏）では、5月16日、担当地区内に住む65歳以上の高齢者約1,500人（約1,000世帯）に、不織布マスクを配る活動を行いました。一人あたりマスク3枚と感染症予防に関するチラシ、特殊詐欺や交通事故への注意をよびかけるチラシをパッケージしました。

旭川市春光西地区民生委員児童委員協議会（会長佐川徹氏）では、5月16日、担当地区内に住む65歳以上の高齢者約1,500人（約1,000世帯）に、不織布マスクを配る活動を行いました。一人あたりマスク3枚と感染症予防に関するチラシ、特殊詐欺や交通事故への注意をよびかけるチラシをパッケージしました。

この活動には、もうひとつ触れておかなければならぬ背景があります。それは地元警察署との日常的な協力関係です。「せっかく訪問するのだから、マスクの配布だけではもったいない」。そう思い立つ、地元警察署に趣旨を説明のうえ、特殊詐欺などの注意を呼びかけるチラシの提供を要請しました。

この結果、これまで高齢者施設に車いすを寄贈するなど、地域福祉の向上のためにその益金を充ててきました。

そんな中で起こったのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。マスクが欲しくても店頭に並んでいない。マスク



■アンテナ道民児連  
No.208の記事内容の訂正について

前号の「クローズアップこの人の記事のご紹介した委員の役職の記載に誤りがありました。つきましては、以下のように訂正いたしましたとともに、関係各位に深くお詫び申しあげます。

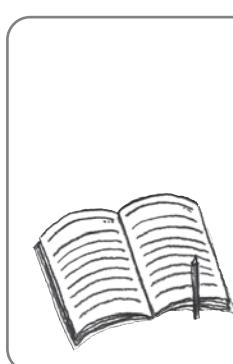
正：芦別市民生児童委員協議会副会長

誤：芦別市民生児童委員協議会監事

### ■クローズアップ 「この人」の 一時休載について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、本紙の編集にあたって取材活動を自粛しています。今年度発行分に限り、クローズアップ「この人」を一時休載することとしました。

※この活動は、マスクの着用、打ち合わせの際のソーシャルディスタンス等、考える感染症予防対策をとった上で実施しています。





## 令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	147,216	147,216	0
特定資産運用益	21,559	24,501	△2,942
受取会費	59,730,000	49,815,000	9,915,000
事業収益	5,080,700	4,355,800	724,900
参加収益	6,120,500	4,758,000	1,362,500
委託収益	7,625,959	6,212,874	1,413,085
拠出金収益	0	4,994,000	△4,994,000
受取補助金等	5,727,000	5,627,000	100,000
受取負担金	9,955,000	9,963,000	△8,000
受取寄付金	0	3,298,000	△3,298,000
雑収益	3,404,887	262,912	3,141,975
経常収益計	97,812,821	89,458,303	8,354,518
(2) 経常費用			
事業費	82,034,475	95,582,203	△13,547,728
給料	17,138,880	15,862,092	1,276,788
請手当	10,500,985	10,173,200	327,785
賞与引当金繰入額	2,089,788	1,846,408	243,380
退職給付費用	1,098,000	1,098,000	0
福利厚生費	6,222,910	5,707,893	515,017
会議費	350,681	245,310	105,371
旅費交通費	5,008,150	6,025,775	△1,017,625
通信運搬費	2,704,447	3,194,555	△490,108
減価償却費	2,145,613	2,350,927	△205,314
消耗品費	1,585,747	1,231,639	354,108
印刷製本費	10,872,679	21,284,568	△10,411,889
光熱水費	997,692	1,012,234	△14,542
使用賃借料	7,278,050	5,708,199	1,569,851
支払手数料	295,025	238,593	56,432
筆耕翻訳料	847,704	359,028	488,676
電算維持費	452,847	435,037	17,810
購読料	51,511	43,116	8,395
講師等謝金	2,419,080	3,235,340	△816,260
講師等旅費	1,663,704	1,202,168	461,536
業務委託費	643,332	894,150	△250,818
支払負担金	38,000	99,700	△61,700
支払助成金	786,551	7,116,791	△6,330,240
支払給付金	5,770,000	5,241,000	529,000
支払分担金	874,200	876,100	△1,900
支払弔慰金	0	80,000	△80,000
雑費	198,899	20,380	178,519
管理費	16,511,198	13,773,036	2,738,162
役員報酬	130,000	110,000	20,000
給料	3,743,820	3,521,190	222,630
請手当	2,769,610	2,911,361	△141,751
賞与引当金繰入額	537,699	511,844	25,855
退職給付費用	342,000	342,000	0
福利厚生費	1,612,901	1,553,400	59,501
会議費	171,674	80,955	90,719
旅費交通費	4,374,557	2,751,960	1,622,597
通信運搬費	324,808	256,582	68,226
減価償却費	181,109	178,286	2,823
消耗品費	87,338	50,432	36,906
印刷製本費	279,613	263,396	16,217
光熱水費	123,320	125,107	△1,787
使用賃借料	716,645	398,187	318,458
支払手数料	10,751	17,067	△6,316
電算維持費	40,605	38,547	2,058
購読料	7,565	26,516	△18,951
業務委託費	115,222	30,314	84,908
租税公課	39,800	1,200	38,600
支払負担金	91,170	91,040	130
支払助成金	30,000	0	30,000
雑費	780,991	513,652	267,339
経常費用計	98,545,673	109,355,239	△10,809,566
評価損益等調整前当期経常増減額	△732,852	△19,896,936	19,164,084
基本財産評価損益	0	0	0
特定資産評価損益	△196,560	0	△196,560
評価損益等計	△196,560	0	△196,560
当期経常増減額	△929,412	△19,896,936	18,967,524
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
受取寄付金	8,113,543	17,788,796	△9,675,253
経常外収益計	8,113,543	17,788,796	△9,675,253
(2) 経常外費用			
支払助成金	8,113,543	11,000,444	△2,886,901
経常外費用計	8,113,543	11,000,444	△2,886,901
当期経常外増減額	0	6,788,352	△6,788,352
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△929,412	△13,108,584	12,179,172
法人税、住民税及び事業税	20,000	20,000	0
当期一般正味財産増減額	△949,412	△13,128,584	12,179,172
一般正味財産期首残高	38,525,400	51,653,984	△13,128,584
一般正味財産期末残高	37,575,988	38,525,400	△949,412
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取寄付金	0	12,965,500	△12,965,500
特定資産運用益	52	3,596	△3,544
一般正味財産への振替額	△1,600,500	△9,956,352	8,355,852
当期指定正味財産増減額	△1,600,448	3,012,744	△4,613,192
指定正味財産期首残高	51,404,954	48,392,210	3,012,744
指定正味財産期末残高	49,804,506	51,404,954	△1,600,448
III 正味財産期末残高	87,380,494	89,930,354	△2,549,860

イ 広報紙発行事業	(ア) 広報紙「アンテナ道民児連」の発行 年4回発行 1回10,800部(全会員に配布)	(ア) 全道物故民生委員児童委員慰靈祭事業 (ア) 慶靈祭の執行 令和元年6月12日(水)	(ア) 支部長セミナー開催事業 平成31年4月9日(火)~10日(水)
ウ 全道物故民生委員児童委員慰靈祭事業	(イ) 地区・市支部長・町村民児協会長、事務局長会議 令和元年11月1日(金)	(イ) 地区・市支部長・町村民児協会長、事務局長会議 令和元年11月1日(金)	(イ) 地区・市支部長・町村民児協会長、事務局長会議 令和元年11月1日(金)
エ 退任委員感謝状贈呈事業	・感謝状贈呈者 2、118名	・感謝状贈呈者 2、118名	・感謝状贈呈者 2、118名
オ FAX情報・道民児連事務通信事業	(ア) FAX情報 0回	(ア) FAX情報 0回	(ア) 本連盟組織・事業等の運営推進 (ア) 正副会長会議の開催
カ 開催事業	(イ) 道民児連事務通信 8回	(イ) 道民児連事務通信 8回	(ア) 本連盟組織・事業等の運営推進 (ア) 正副会長会議の開催
力 部長長セミナー・地区振興局・市支			(ア) 本連盟組織・事業等の運営推進 (ア) 正副会長会議の開催
オ FAX情報・道民児連事務通信事業			(ア) 本連盟組織・事業等の運営推進 (ア) 正副会長会議の開催
カ 開催事業			(ア) 本連盟組織・事業等の運営推進 (ア) 正副会長会議の開催
イ 予算対策運動等の推進	(キ) 引慰規程による弔慰金贈呈 1件	(キ) 引慰規程による弔慰金贈呈 1件	(キ) 引慰規程による弔慰金贈呈 1件
ウ 公益法人制度として求められる適正	(ア) 定期提出書類 ・平成30年度事業報告、収支決算定時提出 ・令和2年度事業計画、収支予算定時提出 ・提出(北海道庁へ電子申請) ・提出(北海道庁へ電子申請) ・提出(北海道庁へ電子申請)	(ア) 定期提出書類 ・平成30年度事業報告、収支決算定時提出 ・令和2年度事業計画、収支予算定時提出 ・提出(北海道庁へ電子申請) ・提出(北海道庁へ電子申請)	(ア) 定期提出書類 ・平成30年度事業報告、収支決算定時提出 ・令和2年度事業計画、収支予算定時提出 ・提出(北海道庁へ電子申請)
エ その他の	(ア) 支援金の募集 ・道内市町村民児連 ・災害支援金・支援金の募集 ・第1次贈呈 岩手県民児連 ・第2次贈呈 岩手県民児連 ・第3次贈呈 神奈川県民児連 ・第4次贈呈 福島県民児連 ・第5次贈呈 神奈川県民児連 ・第6次贈呈 神奈川県民児連 ・第7次贈呈 神奈川県民児連 ・第8次贈呈 神奈川県民児連 ・第9次贈呈 神奈川県民児連 ・第10次贈呈 神奈川県民児連 ・第11次贈呈 神奈川県民児連 ・第12次贈呈 神奈川県民児連 ・第13次贈呈 神奈川県民児連 ・第14次贈呈 神奈川県民児連 ・第15次贈呈 神奈川県民児連 ・第16次贈呈 神奈川県民児連 ・第17次贈呈 神奈川県民児連 ・第18次贈呈 神奈川県民児連 ・第19次贈呈 神奈川県民児連 ・第20次贈呈 神奈川県民児連 ・第21次贈呈 神奈川県民児連 ・第22次贈呈 神奈川県民児連 ・第23次贈呈 神奈川県民児連 ・第24次贈呈 神奈川県民児連 ・第25次贈呈 神奈川県民児連 ・第26次贈呈 神奈川県民児連 ・第27次贈呈 神奈川県民児連 ・第28次贈呈 神奈川県民児連 ・第29次贈呈 神奈川県民児連 ・第30次贈呈 神奈川県民児連 ・第31次贈呈 神奈川県民児連 ・第32次贈呈 神奈川県民児連 ・第33次贈呈 神奈川県民児連 ・第34次贈呈 神奈川県民児連 ・第35次贈呈 神奈川県民児連 ・第36次贈呈 神奈川県民児連 ・第37次贈呈 神奈川県民児連 ・第38次贈呈 神奈川県民児連 ・第39次贈呈 神奈川県民児連 ・第40次贈呈 神奈川県民児連 ・第41次贈呈 神奈川県民児連 ・第42次贈呈 神奈川県民児連 ・第43次贈呈 神奈川県民児連 ・第44次贈呈 神奈川県民児連 ・第45次贈呈 神奈川県民児連 ・第46次贈呈 神奈川県民児連 ・第47次贈呈 神奈川県民児連 ・第48次贈呈 神奈川県民児連 ・第49次贈呈 神奈川県民児連 ・第50次贈呈 神奈川県民児連 ・第51次贈呈 神奈川県民児連 ・第52次贈呈 神奈川県民児連 ・第53次贈呈 神奈川県民児連 ・第54次贈呈 神奈川県民児連 ・第55次贈呈 神奈川県民児連 ・第56次贈呈 神奈川県民児連 ・第57次贈呈 神奈川県民児連 ・第58次贈呈 神奈川県民児連 ・第59次贈呈 神奈川県民児連 ・第60次贈呈 神奈川県民児連 ・第61次贈呈 神奈川県民児連 ・第62次贈呈 神奈川県民児連 ・第63次贈呈 神奈川県民児連 ・第64次贈呈 神奈川県民児連 ・第65次贈呈 神奈川県民児連 ・第66次贈呈 神奈川県民児連 ・第67次贈呈 神奈川県民児連 ・第68次贈呈 神奈川県民児連 ・第69次贈呈 神奈川県民児連 ・第70次贈呈 神奈川県民児連 ・第71次贈呈 神奈川県民児連 ・第72次贈呈 神奈川県民児連 ・第73次贈呈 神奈川県民児連 ・第74次贈呈 神奈川県民児連 ・第75次贈呈 神奈川県民児連 ・第76次贈呈 神奈川県民児連 ・第77次贈呈 神奈川県民児連 ・第78次贈呈 神奈川県民児連 ・第79次贈呈 神奈川県民児連 ・第80次贈呈 神奈川県民児連 ・第81次贈呈 神奈川県民児連 ・第82次贈呈 神奈川県民児連 ・第83次贈呈 神奈川県民児連 ・第84次贈呈 神奈川県民児連 ・第85次贈呈 神奈川県民児連 ・第86次贈呈 神奈川県民児連 ・第87次贈呈 神奈川県民児連 ・第88次贈呈 神奈川県民児連 ・第89次贈呈 神奈川県民児連 ・第90次贈呈 神奈川県民児連 ・第91次贈呈 神奈川県民児連 ・第92次贈呈 神奈川県民児連 ・第93次贈呈 神奈川県民児連 ・第94次贈呈 神奈川県民児連 ・第95次贈呈 神奈川県民児連 ・第96次贈呈 神奈川県民児連 ・第97次贈呈 神奈川県民児連 ・第98次贈呈 神奈川県民児連 ・第99次贈呈 神奈川県民児連 ・第100次贈呈 神奈川県民児連 ・第101次贈呈 神奈川県民児連 ・第102次贈呈 神奈川県民児連 ・第103次贈呈 神奈川県民児連 ・第104次贈呈 神奈川県民児連 ・第105次贈呈 神奈川県民児連 ・第106次贈呈 神奈川県民児連 ・第107次贈呈 神奈川県民児連 ・第108次贈呈 神奈川県民児連 ・第109次贈呈 神奈川県民児連 ・第110次贈呈 神奈川県民児連 ・第111次贈呈 神奈川県民児連 ・第112次贈呈 神奈川県民児連 ・第113次贈呈 神奈川県民児連 ・第114次贈呈 神奈川県民児連 ・第115次贈呈 神奈川県民児連 ・第116次贈呈 神奈川県民児連 ・第117次贈呈 神奈川県民児連 ・第118次贈呈 神奈川県民児連 ・第119次贈呈 神奈川県民児連 ・第120次贈呈 神奈川県民児連 ・第121次贈呈 神奈川県民児連 ・第122次贈呈 神奈川県民児連 ・第123次贈呈 神奈川県民児連 ・第124次贈呈 神奈川県民児連 ・第125次贈呈 神奈川県民児連 ・第126次贈呈 神奈川県民児連 ・第127次贈呈 神奈川県民児連 ・第128次贈呈 神奈川県民児連 ・第129次贈呈 神奈川県民児連 ・第130次贈呈 神奈川県民児連 ・第131次贈呈 神奈川県民児連 ・第132次贈呈 神奈川県民児連 ・第133次贈呈 神奈川県民児連 ・第134次贈呈 神奈川県民児連 ・第135次贈呈 神奈川県民児連 ・第136次贈呈 神奈川県民児連 ・第137次贈呈 神奈川県民児連 ・第138次贈呈 神奈川県民児連 ・第139次贈呈 神奈川県民児連 ・第140次贈呈 神奈川県民児連 ・第141次贈呈 神奈川県民児連 ・第142次贈呈 神奈川県民児連 ・第143次贈呈 神奈川県民児連 ・第144次贈呈 神奈川県民児連 ・第145次贈呈 神奈川県民児連 ・第146次贈呈 神奈川県民児連 ・第147次贈呈 神奈川県民児連 ・第148次贈呈 神奈川県民児連 ・第149次贈呈 神奈川県民児連 ・第150次贈呈 神奈川県民児連 ・第151次贈呈 神奈川県民児連 ・第152次贈呈 神奈川県民児連 ・第153次贈呈 神奈川県民児連 ・第154次贈呈 神奈川県民児連 ・第155次贈呈 神奈川県民児連 ・第156次贈呈 神奈川県民児連 ・第157次贈呈 神奈川県民児連 ・第158次贈呈 神奈川県民児連 ・第159次贈呈 神奈川県民児連 ・第160次贈呈 神奈川県民児連 ・第161次贈呈 神奈川県民児連 ・第162次贈呈 神奈川県民児連 ・第163次贈呈 神奈川県民児連 ・第164次贈呈 神奈川県民児連 ・第165次贈呈 神奈川県民児連 ・第166次贈呈 神奈川県民児連 ・第167次贈呈 神奈川県民児連 ・第168次贈呈 神奈川県民児連 ・第169次贈呈 神奈川県民児連 ・第170次贈呈 神奈川県民児連 ・第171次贈呈 神奈川県民児連 ・第172次贈呈 神奈川県民児連 ・第173次贈呈 神奈川県民児連 ・第174次贈呈 神奈川県民児連 ・第175次贈呈 神奈川県民児連 ・第176次贈呈 神奈川県民児連 ・第177次贈呈 神奈川県民児連 ・第178次贈呈 神奈川県民児連 ・第179次贈呈 神奈川県民児連 ・第180次贈呈 神奈川県民児連 ・第181次贈呈 神奈川県民児連 ・第182次贈呈 神奈川県民児連 ・第183次贈呈 神奈川県民児連 ・第184次贈呈 神奈川県民児連 ・第185次贈呈 神奈川県民児連 ・第186次贈呈 神奈川県民児連 ・第187次贈呈 神奈川県民児連 ・第188次贈呈 神奈川県民児連 ・第189次贈呈 神奈川県民児連 ・第190次贈呈 神奈川県民児連 ・第191次贈呈 神奈川県民児連 ・第192次贈呈 神奈川県民児連 ・第193次贈呈 神奈川県民児連 ・第194次贈呈 神奈川県民児連 ・第195次贈呈 神奈川県民児連 ・第196次贈呈 神奈川県民児連 ・第197次贈呈 神奈川県民児連 ・第198次贈呈 神奈川県民児連 ・第199次贈呈 神奈川県民児連 ・第200次贈呈 神奈川県民児連 ・第201次贈呈 神奈川県民児連 ・第202次贈呈 神奈川県民児連 ・第203次贈呈 神奈川県民児連 ・第204次贈呈 神奈川県民児連 ・第205次贈呈 神奈川県民児連 ・第206次贈呈 神奈川県民児連 ・第207次贈呈 神奈川県民児連 ・第208次贈呈 神奈川県民児連 ・第209次贈呈 神奈川県民児連 ・第210次贈呈 神奈川県民児連 ・第211次贈呈 神奈川県民児連 ・第212次贈呈 神奈川県民児連 ・第213次贈呈 神奈川県民児連 ・第214次贈呈 神奈川県民児連 ・第215次贈呈 神奈川県民児連 ・第216次贈呈 神奈川県民児連 ・第217次贈呈 神奈川県民児連 ・第218次贈呈 神奈川県民児連 ・第219次贈呈 神奈川県		

気になるあの病気から自分を守る…  
感染症  
キャラクター図鑑



岡田 晴恵  
監  
日本図書センター  
1,650円(税込)

### ■ 内容

新型コロナウイルスの流行初期から、一貫してPCR検査の拡充による早期感染抑制を訴え、今や日本中の誰もが知ることになった白鷗大学教授の岡田氏が、インフルエンザやノロウイルス、おたふくかぜなどの感染症について、予防医学的見地から監修した本書。

感染症と呼ばれる病気の数々は、誰もが一度は耳にしたことがあるけれど、実はよく知られていらないもの。本書は感染症を見開き構成で紹介する図鑑の体裁を採用しています。

でも、小難しさは皆無。病原体をキャラクター化し、解説は子どもでも理解できるほど易しく、それでいて要点を落とさない仕上がりはさすが岡田センセイ。恐ろしいウイルスも、可愛らしいキャラクターになると、なぜか「知りたい」となるから不思議。そして家族を守る疫学のイロハを、楽しみながら覚えられるのです。

ようによ工夫されています。

本書には新型コロナに関する詳細は記載されていません。でも、他の感染症に対する備えは、コロナ対策に役立つものもあって、これからの中時代を生き抜くためには必読と言えるでしょう。

ところで、流行初期、コロナウイルスは高温多湿に弱いから、夏には感染が収束するという論説が信じられていました。けれどもそれは、生態学的ニッチ(生物が利用できる資源・環境の幅)から考えられた論理でした。

けれどもヒトの体内に取り込まれ、ヒト・ヒト感染が始まつた時から、ウイルスをニッチ論で捉えることは無理があります。ヒトの体内は、外の環境とは異なるからです。

疫病とは何かを正しく知り、対処の在り方を考えるきっかけづくりに、本書は大きなヒントを提示してくれます。

### エッセイ

## 1 コロナ禍から暮らしを護る



鳥居 一頼



目が薄くなってきた  
もう読むことは  
耳が遠くなってきて  
何度も聞き返すから

字がかずれる  
あまりない  
声が聞き取れない

動作は緩慢になり  
食も細くなり  
一人暮らしも  
いろいろお世話いたいて  
今日まで無事に

外に出るのも億劫になつた  
給食が一番の駆走となつた  
話しかけても返事はない  
もう十年  
暮らしてこれた

その時一緒に郵便局に行きましょう  
じっと家で過ごしていた  
買い物も病院も出でてはいけないと自重する  
それでは身体を壊してしまう  
コロナ禍で人のつながり希薄になつて  
不安抱えて家にいた

コロナ禍のニュースを見ては心配で  
少しだけ不安を和らげるのが私の仕事  
今日もマスクの下に笑顔を隠して  
だから正しい情報を伝えること

少しでも不安を和らげるのが私の仕事  
今日もマスクの下に笑顔を隠して  
コロナ禍で人のつながり希薄になつて  
不安抱えて家にいた

誰かの呼ぶ声がする

「ここにちは いたかい」

今日は 十万円の申請でお邪魔した  
案の定 役場の通知は置きっぱだつた

きっと困っているだろうと 御用聞きに来てみた  
申請のことを教えて 二人で書き込み作業  
後は投かんして 入金を待つだけ

明るい声で  
「ここにちは 大丈夫！」

コロナ禍でこそ 民生委員の心・意気  
今日も示して 大事なお役目を果たします

【筆者紹介】

鳥居 一頼氏とり かずより 登別市出身。70歳。北海道教育大卒。道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。現在登別市きずな大使として地域福祉実践計画推進を支援する傍ら、各地で地域福祉アドバイザーとしても活動している。また、道民児連が主催した令和元年度初任者研修で講師を務めていた。主な著書に「子どもと学ぶボランティア」「こつちよのボランティア授業論」(大阪ボランティア協会刊)・「福祉教育のキーワードと指導のポイント」(大阪ボランティア協会・「子ども・共育・ボランティア」(長崎県ボランティア協会)など。